

Tokyo Tobihino Rotary Club



会長 結城 祐純



幹事 谷 和彦

会長テーマ クラブを再加速する



2023-24 Weekly Report vol.36-17

世界に希望を生み出そう

2023年11月7日(火) 第1652回 通常例会 於:飛火野事務所

■司会 危機管理委員会委員長 守重昌之会員

■開会点鐘 会長 結城祐純会員

■お客様紹介 会長結城祐純会員

倉橋明広様 日野税務署副署長 本日卓話ををお願いしました。

■奉仕の理想 奉仕の理想 今月の歌「もみじ」

■出席報告 出席委員会副委員長 河野和正会員

報告内容後記

会員総数について2名増加の報告ができうれしく思っています。

■ニコニコ報告 親睦委員会副委員長 大貫 寿会員

メッセージ後記★月初につき月例記念品贈呈。

山本会員傘寿となられ会長より記念品を贈呈。

■会長報告 会長 結城祐純会員

新会員、渡口会員を紹介します。どうぞよろしくお願ひします。

●渡口会員

RCのことはよくわかりませんが、これから理解を深めたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

ほっとも高幡の子供さんから、皆で書いたお札の色紙が届いています。13日は多摩南グループIMです。開会点鐘15:30です。皆様、参加お願ひします。水野 功会員の旭日小綬章のお祝い発表。梅田俊幸会員の地方自治功労賞のお祝い発表。

■幹事報告 幹事 谷 和彦会員

1.ガバナーメッセージが届きました。

2.3650地区の地区大会のご案内が届きました。

3.八王子RC・八王子東RC・八王子南RCより例会変更のお知らせが届きました。

4.多摩RCより例会場変更のご案内が届きました。

■委員会報告

ロータリー財団委員会委員長 渡邊良勝会員

結城祐純会長の寄付に、財団よりポールハリスフェローの認証状と記念品が届きましたので贈ります。

■卓話講師紹介 会員組織委員長 御幡光広会員

日野税務署副所長倉橋さんは愛知県のご出身で、東京国税局課税補佐を歴任され現在日野税務署副所長に就かれています。趣味はガーデニング、本日の卓話テーマは「消費税不正還付の実状」についてお話しいただきます。例会へお招きに快く応じていただきありがとうございました。日頃から税務行政に携わり、理解促進に努められておられます。本日はよろしくお願ひします。

●卓話 「消費税不正還付の現状」 倉橋明広様

本日は、東京飛火野ロータリークラブの例会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、東京飛火野ロータリークラブの皆様には、日頃から税務行政に深いご理解をいただいておりますことをこの場をお借りしまして御礼申し上げます。

本日は、「消費税不正還付の現状」について、消費税の制度などの基本も交えながら説明したいと思ひます。

「消費税不正還付」と聞いてピンとこられた方いますか?ここ数年、新聞紙上などニュースでも大きく取り上げられていますので何となくご理解されている方もいらっしゃると思います。

不正還付は、消費税の還付制度を悪用し、不正に消費税の還付を受けるもので、「国庫金の詐取」とも言われています。

それでは、まず消費税の仕組について、1ページの絵で簡単に説明します。左の絵ですが、みなさんご存知のとおり、納付すべき消費税額は「売上に係る消費税額(預かった消費税額)」から「仕入に係る消費税額(支払った消費税額)」を差し引いた額です。この絵ですと②売上に係る消費税20円から①仕入に係る消費税10円を差し引いた10円が納付する消費税とな

ります。一方で、消費税が還付となるケースはといいますと、右側の絵ですが、先ほどとは逆で、「売上に係る消費税額(預かった消費税額)」よりも「仕入に係る消費税額(支払った消費税額)」が多い場合です。この絵ですと外国人旅行者に免税で物品を販売したため②売上に係る消費税額はありませんので①仕入に係る消費税額10円が還付されるということです。先ほど、「売上に係る消費税額(預かった消費税額)」よりも「仕入に係る消費税額(支払った消費税額)」が多い場合に消費税が還付されるとお話ししましたが、消費税が還付となるケースはどんな場合かといいますと、大きく3つあります。

まず1つ目が、赤字になった場合です。これは、売上の減少などで売上よりも仕入などの経費が多い場合、消費税額はマイナスとなりますので還付されます。しかし、経費といっても給与や減価償却費などは含まれません。コロナ禍では赤字法人が多く、還付申告件数が大幅に増加しました。

続いて2つ目が、設備投資などによる還付です。これは、機械装置や新規店舗などの建物を購入した場合、高額な資産を購入しますので、支払った消費税額の方が多くなることがあります。この場合は、消費税は還付されることになります。

最後3つ目は、輸出などの貿易業を業としている場合です。消費税は国内取引に課税されますので、海外へ輸出する場合は「輸出免税」取引となり、売上に対して課税はされません。よって、国内仕入の際に支払った消費税は還付されます。これは先ほど説明した1ページの右の絵のことを言っています。

以上、消費税が還付となるケースを簡単に説明しましたが、今回のテーマである「消費税不正還付」については、3つ目のパターン、つまり、輸出免税が絡む案件がほとんどです。

資料の2ページから3ページにかけて、②消費税不正還付の主な手口として「イ 架空の国内仕入及び架空の輸出売上を計上する事例」と「ロ 免税購入物品の国内転売事例」が記載されていますが、これらの不正還付は登場する物や人物、パターンが何通りもあります。

まず2ページの下、「イ 架空の国内仕入及び架空の輸出売上を計上する事例」です。3ページに絵がありますが、「架空の国内仕入」を計上して「架空の免税売上」を計上するというものが、「架空の国内仕入」とは、例えば、「価値のないもの」を「価値があるもの」に仮装、つまり、「安価なもの」を「高価なもの」に仮装して仕入を計上し、海外へ輸出して免税売上を計上することで、仕入に係る消費税額を還付するという手口です。4ページの新聞記事ですが、これは「単なる水」を「高級化粧品」と仮装して高額の仕入れを計上し海外へ輸出したとして還付申告したもの、5ページは「価値のない壺などの骨董品」を「高額品」と仮装して高額の仕入れを計上し海外へ輸出したとして還付申告したもの、記事はありませんが、「ジュースの粉で作ったサプリメント」を「NMN(老化予防や若返りに効果があるといわれるサプリメント)」に仮装して仕入を計上し還付申告した事例もあります。このほかに、ありもしない仕入を計上してありもしない海外への輸出売上を計上するという事例もあります。モノはまったく動いておらず書類だけ作成して取引があったように見せかけるというのですが、輸出免税の適用を受けるためには「その取引が輸出取引等である証明」が必要であり、輸出許可書など証明がされたものでない場合は認められませんので、ゴミのような価値のないものを箱に入れているにもかかわらず、偽りの品目を記載して輸出許可を受け、海外へ輸出して免税売上を計上することで、仕入に係る消費税額を還付するという事例もあります。

続いて、3ページに戻っていただき、「ロ 免税購入物品の国内転売事例」です。これはどういうことかといいますと、本文に記載のとおり、「免税店では一定の外国人旅行者に対して、所定の手続を行うことで消費税を免除して販売できるという輸出物品販売場制度」があります。これは、外国人旅行者が購入した商品(お土産)を国外に持ち出すという前提で免税

としていますが、最近では、ブローカーといわれる国内事業者の指示の下で大量に免税商品を購入してブローカーに転売する事例が多発しています。これにどう対応するのかということですが、6ページから10ページにかけての記事にありますように輸出物品販売場(免税店)の調査を実施し、免税要件を満たしていない販売については正するほか、11ページにあるような悪質な輸出物品販売場は調査を実施して是正するほか許可を取り消すなどしています。以上は販売した側への是正ですが、一方で商品を購入した外国人客への対策はといいますと、先程お話しした免税商品を大量購入した外国人旅行客については、転売などしていますので、もちろん手元に商品はありません。そこで、12ページの「即時徴収」によって課税します。「即時徴収」というのは、左上の絵にありますように、非居住者(外国人旅行客)が免税で商品を購入し、①出国する日までに輸出しない場合、②輸出せずに居住者となった場合、③輸出せずに譲渡した場合には、購入者から消費税を徴収するという制度です。①は税関長が徴収し、②と③は税務署長が徴収することになっています。①の例ですが、外国人旅行客が出国する際に、税關が所持品などを検査する場合がありますが、その際に当然持っていないことがありますので、そこで消費税を徴収するというものです。②と③の例(③の例がほとんど)は、購入者(留学生など)の自宅等まで税務職員が行って事実関係を確認して消費税を課税します。

ここまで輸出免税を悪用した不正還付の事例を説明しましたが、国内完結型の事例もあります。13ページのパワーストーンの事例、これは、個人(指南役)が数百円で購入した石を、それぞれの法人が高額のパワーストーンを購入したと装って仕入を計上し、まだ売れていないとして仕入に係る消費税額の還付申告をした事例、14ページは、猫のイベントを業とする法人が1匹1,000万円もする高級猫を大量に購入したと仮装し、その仕入額がイベント収入を上回ったとして還付申告をした事例です。

このように、調査によって課税しても、既に国外に出国していて徴収することができない場合がほとんどです。

この不正還付ですが、年々、取り扱う商品も変わり、手口も巧妙化しています。では、それに対して、国税当局はどんな対策をしているのか。当局としては、還付してしまうと還付した金額は取り戻せないということを念頭に、還付申告書が提出された段階で厳重な審査をして、事実関係が分かる書類の提出をお願いして取引を確認するほか、場合によっては調査を実施することで不正還付を防止しています。

また、調査を通じて、そもそも法律の建付けに不備があれば、税制改正要望を提出して法改正してもらうよう働きかけています。最近ですと、令和5年度の税制改正で、免税対象の在留資格が短期滞在や外交、公用の者に変更され、外国籍であっても留学や研修、技能実習、などの在留資格は免税対象外となりました。

また、平成30年度の税制改正で、令和2年4月以降に行う輸出物品販売場における免税販売について、免税販売手続が電子化されました。

消費税は平成元年に導入され、すでに35年が経過しました。税率も3%、5%、8%、10%と上がり、今では税収全体の3割強を消費税収が占めています。「不正還付」が目立ち始めたのは8%になってからです。なぜ不正還付が起こるのか、それは制度上の問題も挙げられ、不適切な免税販売が一因とされています。先ほどお話ししましたが、大手百貨店、ドラッグストア、総合スーパーのほか、15ページのアップルジャパンの追徴課税も報道され、転売目的を見抜けなかったとされています。

日本は、平成12年以降、成長戦略の柱としてインバウンドを強化するとともに免税対象を拡大したため、免税店が大幅に増加しました。皆さんご存知のことおり、諸外国の主流は「リファンド制」といって、商品を買ったときに消費税を支払い、出国する時に払い戻しを受けるというものです。しかしながら、日本では、外国人旅行者が免税店で免税対象物品(お土産として国外に持ち帰る目的で購入する物品のうち、通常生活の用に供するもの)を購入した場合、消費税を支払う必要がないとしています。

この日本における輸出物品販売場制度は、旧物品税の時代に遡り、今から70年前の昭和27年に導入されたものです。制度導入の理由としては、「外国人旅行者が一般的の輸出手続きをを行うことは困難であり、一定の手続きの

下に購入する物品については、海外に持ち出して海外で消費されることが明らかであるから、これをその外国人旅行者に対する輸出とみなして輸出免税を適用する」とされており、更に、「この制度は輸出手続きを簡略化するもの、輸出振興の一助となるもの、外貨獲得に貢献するもの」と説明されています。その際に還付方式ではなく免税方式としたのは、「還付方式は手続が煩雑であり、条件を満たすものは事前に免除して、条件を満たさないものはその時に追徴する方が現実的である」とされています。これは昭和27年当時の話です。では消費税が導入された平成元年の頃はどういう考え方であったのかといいますと、日本の消費税制度は、手続の簡素化などを含め、旧物品税の時代に採っていた制度を消費税にも踏襲したものであり、消費税導入当時に既に世界的に一般的であった還付方式を採用しなかったのは、簡単な仕組みというだけでなく、旧物品税の時代に輸出物品販売場として許可を受けていた百貨店などが外国人旅行者への土産などの販売が中心となるため、慣れた手続の方が制度を円滑に運用するためには有効であるという選択であったのではないかと言われています。

とはいって、あれから既に70年が経過し、その当時は見違えるほど経済状況や社会環境が変わりました。また消費税率も徐々に上がっており今や10%となりました。最近の不正還付の事例を現場で見ている者として、巧妙な手口で国庫金を詐取するような事例を少しでも防ぐために今こそ「リファンド制」を真剣に検討すべき時期ではないかと個人的に思っているところです。

本日は貴重なお時間をいただきありがとうございました。

11月に入ても異例の真夏日が続いているとされていますが、明日以降は気温が下がると言われています。この寒暖差で体調を崩されることがないよう、御身体ご自愛いただきますようお願いします。

そして、本日、皆様とお会いできましたことに感謝し、東京飛火野ロータリークラブの益々の御発展、そして、皆様のご事業の御繁栄、そして、皆様の御多幸を祈念いたしまして、私の講話の締めくくりとさせていただきます。

●謝辞 会長エレクト 仙波秀夫会員

日頃消費税の受け払いは業務上で行っておりますが、貴重な税が不正還付される事例などきめ細かな卓話をお聞きし改めて税について考えることが出来ました。ありがとうございました。

●閉会点鐘 会長エレクト 仙波秀夫会員

出席報告	総数	出席	MU前	MU後	欠席	出席率
第1652回	23	19	0	-	4	82.6
第1650回	23	15	2	0	6	74

ニコニコBOX 本日 22,000円 累計 333,721円
本年度目標額1,200,000円 達成率27.8%

※今週のメークアップ 水野さん・結城さん

※先々週の後メークアップ なし

ニコニコメッセージ

結城祐純さん・水野さん、旭日小綬章の叙勲おめでとうございます。梅田さん地方自治功労賞おめでとうございます。山本さん隼寿おめでとうございます。倉橋明広様本日の卓話よろしくお願いします。最後に皆さん13日のIM参加よろしくお願いします。

藤野益夫さん・倉橋副署長様ようこそいらっしゃいました。卓話拝聴させていただきます。御幡光広さん・菊薫る秋の良き日に地方自治功労表彰の梅田様、旭日小綬章叙勲の水野様、誠におめでとうございます。これからも健康に留意されて益々のご活躍をお祈り申し上げます。

渡邊良勝さん・倉橋明広様本日の卓話宜しくお願いいたします。河野和正さん・たいへんよい天氣になりました。本日の卓話倉橋様よろしくお願いいたします。

守重昌之さん・先月、新しい車に乗り換えました。日産サクラ(軽のEV)です。3連休に妻の実家(福島)にその車で行って来ましたが1時間毎の充電で3時間で行く所、7時間も掛かっていました。EV車での出走はまだ無理というのが結論です。参考にして下さい。

山本光一さん・日野税務署副署長様の卓話宜しくお願い致します。高俊明さん・日野税務署倉橋明広様本日の卓話どうぞよろしくお願い申し上げます。感謝申し上げます。

大貫 寿さん・水野様、梅田様おめでとうございます。さて、11/11・12で日野市産業祭が行われます。JA日野青年部で11/11にとん汁販売を行いますのでぜひお寄り下さい。倉橋様卓話よろしくお願いいたします。

岡本直美さん・梅田さん、地方自治功労の表彰、おめでとうございます。水野さん、旭日小綬章の叙勲おめでとうございます。お二人の益々のご活躍を祈念申し上げます。また本日は日野税務署 副署長 倉橋明広様卓話を宜しくお願いいたします。